

# 青森県報

第二千六百五号

平成十八年  
三月二十日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定

右 同

救急病院の設置

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退

結核予防法による医療機関の指定

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

### 公 告

建設業者の許可の取消し

右 同

右 同

右 同

右 同

### 出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

右 同

(健康福祉  
政策課) 一

(医療業務課) 一

(保健衛生課) 二

(高年齢福祉  
保険課) 二

(高齢福祉  
課) 二

(団体経営  
改善課) 三

(青森県土  
整備事務所) 三

(八戸県土  
整備事務所) 三

(同) 四

(十和田県土  
整備事務所) 四

(同) 四

(鰺ヶ沢県土  
整備事務所) 四

(同) 五

(中土地産  
事務所) 五

(農林水産  
事務所) 五

(北土地産  
事務所) 五

(農林水産  
事務所) 五

(同) 五

(同) 五

(同) 五

右 同 ( ) 同 ( ) 六

## 告 示

青森県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
東洋シルバークサービス株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	エコール訪問入浴センター	弘前市大字駅前二丁目八の三	平成一六・三・一
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	認知症デイサービスセンター	弘前市大字高杉字尾上山三四六の二	一六・二・二〇
社会福祉法人信和会	宮城県仙台市青葉区北根黒松二の一〇	デイサービスピアーズ・ピロス	八戸市江陽二丁目一三の三	一七・六・一

青森県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		年月日 指定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
東洋シルバーク ービス株式会社	青森市中佃三丁 目七の二三	東洋シルバーク ービス居宅介護 支援センター	青森市中佃三丁 目七の二三	平成 一六・三・一

青森県告示第二百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険おいらせ病院	上北郡おいらせ町上明堂 一の一	平成二十一年三月十九日

青森県告示第二百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退 年月日
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上二四	平成一六・一・五

国民健康保険白石病院

上北郡白石町字上明堂二の一

一六・三・六

青森県告示第二百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上二七の二	平成一六・三・六
国民健康保険おいらせ病院	上北郡おいらせ町上明堂一の一	一六・三・一
わせだ薬局	弘前市大字早稲田二丁目二の二三	一六・三・三

青森県告示第二百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏 名	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を行う 事業所	指 定 年月日
	主たる事務所の 所在地又は住所		
東洋シルバーク ービス株式会社	青森市中佃三丁 目七の二三	訪問入浴 介護	平成 一六・三・六
名称	所在地	名称	
	エコービル訪問 入浴サービス センター	弘前市大字 前二丁目八の 三	

有限会社オ フィスエス テイ	八戸市類家五 丁目四の一	福祉用具 貸与	有限会社オ フィスエス テイ	八戸市類家五 丁目四の一	一六 三 七
----------------------	-----------------	------------	----------------------	-----------------	--------------

青森県告示第二百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 月 日 定
名 称 医療法人弘愛会	名 称 ケアステーション ンふれあい藤崎	平成 一六・三 二六
主たる事務所の 所在地 弘前市大字宮川 三丁目一の一四	所 在 地 南津軽郡藤崎町 大字藤崎字館岡 二一の一	
医療法人弘愛会	業所弘愛会病院	"
弘前市大字宮川 三丁目一の一四	弘前市大字宮川 三丁目一の一四	

青森県告示第二百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）

区 域

区 分

下北郡東通村大字野牛字稲崎平三〇の二六 園子 均 豊	野牛区域	総トン数十ト ン未満の漁船に よる漁業
----------------------------------	------	---------------------------

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三八 須藤 弘 志	岩崎区域及び 岩崎村漁業 協同組合の 地区及び船 組漁業協同 組合の地区	総トン数十ト ン未満の漁船に よる漁業であ つて、主として 刺網漁業であ つて甲の地区 が行う漁業
----------------------------	---	---

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂一五 川村 雅 弘	うち甲の地区 協同組合の 地区及び大 字岩崎の地 区	総トン数十ト ン未満の漁船に よる漁業であ つて、昭和五 十年六月十六 日告示第六百 六十六号（漁 業災害補償法 による加
----------------------------	--	---

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二二八 石戸谷 淳	うち乙の地区 協同組合の 地区及び大 字岩崎の地 区	補償法による加 入区の設定） 二の表に掲げ る項及び漁業 の1つ以上の 漁業者が行 う漁業
----------------------------	--	---

西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺三八 神馬 政 夫	うち甲の地区 協同組合の 地区及び大 字沢辺の地 区	総トン数十ト ン未満の漁船に よる漁業であ つて、乙の地 区が行う漁業
----------------------------	--	---

西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の四 鶴田 十美男	うち乙の地区 協同組合の 地区及び大 字沢辺の地 区	総トン数十ト ン未満の漁船に よる漁業であ つて、乙の地 区が行う漁業
------------------------------	--	---

# 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社江渡工業社

二 代表者の氏名 相馬 英世

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目八の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一四九五一号

五 取消年月日 平成十八年三月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土工、電気、管、電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社高橋建設

二 代表者の氏名 高橋 昭雄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字古街道長根八〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一一四二二号

五 取消年月日 平成十八年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

管、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 若本建設工業有限公司

二 代表者の氏名 若本 三之亟

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字下夕町一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一二八五八号

五 取消年月日 平成十八年三月九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社リペア

二 代表者の氏名 伊藤 節夫

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の二六九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第五〇〇三四号

五 取消年月日 平成十八年三月一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工藤スチール工業
- 二 氏名 工藤 芳昭
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市柏玉水岸田四二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六三四三号
- 五 取消年月日 平成十八年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員別	氏名	住 所	住所変更の日
理事	佐藤 莊一郎	旧住所 南津軽郡尾上町大字金屋字中松元七 七の一七 新住所 平川市金屋中松元七七の一七	平成二六・一
"	斎藤 公郎	旧住所 南津軽郡平賀町大字町居字山元一四 〇 新住所 平川市町居山元一四〇	"
"	宮川 清司	旧住所 南津軽郡尾上町大字中佐渡字前田五 七 新住所 平川市中佐渡前田五七	"
監事	榑引 功	旧住所 南津軽郡平賀町大字町居字山元二二 九 新住所 平川市町居山元二二九	"
"	工藤 勉	旧住所 南津軽郡平賀町大字平田森字下宮本 五九の一 新住所 平川市平田森下宮本五九の一	"

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別	氏名	住 所	住所変更の日
理事	成田 隆	旧住所 上北郡下田町字神明前三三九	平成二六・三・一

監事	姓名	住所	住所	住所	住所	住所
蛭名 吉己	前川原 俊雄	田中 勲	馬場 富四郎	馬場 雄弘	馬場 雄弘	馬場 雄弘
旧住所 上北郡下田町字中谷地二六	旧住所 上北郡下田町字前川原一八の二	旧住所 上北郡下田町字明土三四の四	旧住所 上北郡下田町字秋堂二の一	旧住所 上北郡下田町字三本木一〇一	旧住所 上北郡下田町字三本木一〇一	旧住所 上北郡下田町字三本木一〇一
新住所 上北郡おいらせ町中谷地二六	新住所 上北郡おいらせ町西前川原一八の二	新住所 上北郡おいらせ町明土三四の四	新住所 上北郡おいらせ町秋堂二の一	新住所 上北郡おいらせ町三本木一〇一	新住所 上北郡おいらせ町三本木一〇一	新住所 上北郡おいらせ町神明前一三九
"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月二十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別	氏名	住所	住所変更年月日
理事	日ヶ久保喜一	旧住所 上北郡百石町字沼端八〇 新住所 上北郡おいらせ町沼端八〇	平成一八・三・一
"	袴田 信男	旧住所 上北郡下田町字間木三 新住所 上北郡下田町字間木三	"

監事	姓名	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
沼端 剛	馬場 富四郎	川口 徹	松本 勝雄	川口 博美	市村 善男	松村 光作	工藤 與之美	小向 弘太郎	田畑 実	田畑 実
旧住所 上北郡百石町字後谷地七一	旧住所 上北郡下田町字秋堂二の一	旧住所 上北郡百石町字下屋敷二二の一	旧住所 上北郡下田町字木崎一〇〇	旧住所 上北郡百石町字後田二五の二	旧住所 上北郡下田町字染屋六四	旧住所 上北郡下田町字秋堂五九	旧住所 上北郡百石町字新田二〇の一	旧住所 上北郡百石町字下明堂五四	旧住所 上北郡百石町字下明堂五四	旧住所 上北郡百石町字下明堂五四
新住所 上北郡おいらせ町東後谷地七一	新住所 上北郡おいらせ町秋堂二の一	新住所 上北郡おいらせ町下屋敷二二の一	新住所 上北郡おいらせ町木崎一〇〇	新住所 上北郡おいらせ町後田二五の二	新住所 上北郡おいらせ町染屋六四	新住所 上北郡おいらせ町秋堂五九	新住所 上北郡おいらせ町新田二〇の一	新住所 上北郡おいらせ町下明堂五四	新住所 上北郡おいらせ町深沢一丁目七三の二七	新住所 上北郡おいらせ町深沢一丁目七三の二七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭